

阿賀町地域づくり支援事業実施要綱

平成17年6月1日制定

平成18年4月1日改正

平成20年4月1日改正

令和2年5月1日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域課題について住民組織及び団体等の連携の下に住民が行う地域活動を支援し、住民による主体的な地域づくりを推進する阿賀町地域づくり支援事業助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、阿賀町補助金交付規則（平成17年規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成金対象事業)

第2条 助成金の対象は、次の各号にすべて該当する事業とし、他制度との重複はできないものとする。

- (1) 阿賀町内で実施されるものであること
 - (2) 地域課題の解決等に向けた、公共性が高い取り組みであること
 - (3) 交流事業または協働事業等の地域活性化活動であること
- 2 前項各号に該当する事業であっても、次の各号に該当する場合は、助成金の交付対象外とする。
- (1) 営利、政治、選挙を目的としたもの又はそれらを助長するもの
 - (2) 調査・学術研究を主たる目的としたもの
 - (3) 申請日の前に完了しているもの
 - (4) その他町長が適当でないとして認めたもの
- 3 助成金の対象となる事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(助成金対象団体)

第3条 助成金の対象とする団体は、次のとおりとする。

- (1) 行政区等の団体
 - (2) 阿賀町住民を中心に構成し、町内で活動する団体
 - (3) その他町長が助成金の対象と認める団体
- 2 前項に規定する団体であっても、次の各号に該当する場合は、助成金の対象外とする。
- (1) 政治・選挙・宗教等に関する活動を主たる目的とする団体
 - (2) 阿賀町暴力団排除条例に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者を含む団体

(助成金対象経費)

第4条 助成金の対象となる経費は、第2条第3項に定める期間内に行われる活動であって、当該事業実施に要する経費とする。ただし、食糧費にあつては、上限額を事業対象経費の5%以内とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する経費は助成金の対象経費に含まない。
- (1) 汎用性のある備品等の購入に要する経費
 - (2) 活動団体の構成員への謝金等
 - (3) 活動団体等の維持運営にかかる経費

- (4) 記念品等の個人給付的な経費
- (5) 個人の能力開発や技術の習得等にかかる経費
- (6) 領収書がない又は領収書に記載の購入品等の使途が不明など、事業に使用したことが確認できない経費
- (7) 当該活動団体の構成員が経営する団体等への委託費
- (8) その他町長が適当でないと認める経費

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、予算の範囲内において、対象事業に要する経費の4分の3に相当する額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とし、1事業につき300,000円を上限とする。

(交付申請)

- 第6条 助成金の交付を受けようとする団体は、様式1による助成金交付申請書(以下「申請書」という。)をあらかじめ町長に提出しなければならない。
- 2 複数年継続事業を申請する場合は、年度ごとに前項に規定する申請書を提出するものとし、別紙1により、全体計画及び単年計画を別様で提出しなければならない。
 - 3 前項に規定する複数年継続事業の助成は2年間を限度とする。
 - 4 申請内容が同一又は極めて類似した事業に対する同一団体への助成は1回限りとする。

(審査)

- 第7条 助成金の交付申請に対し、阿賀町地域づくり支援事業審査会(以下「審査会」という。)を開催し、助成に関する審査を行うものとする。
- 2 審査会は副町長を会長として、事業内容に関係、又は精通する町職員等で構成する。

(交付決定等)

第8条 町長は第6条の申請書を受理した場合は、直ちに必要な審査を行い、採択の可否及び助成金の対象経費並びに交付額を決定して、申請者に様式2による交付決定等の通知を行うものとする。

(事業計画の変更又は中止等)

- 第9条 助成金の交付決定を受けた団体(以下「交付団体」という。)が、決定を受けた事業の計画に関して次の各号いずれかに該当する場合又は事業を中止する場合は、速やかに様式3による事業(変更・中止)承認申請書を提出して、事前に町長の承認を受けなければならない。
- (1) 事業の趣旨に係る重要な事業計画の変更
 - (2) 事業対象経費の30%以上の増減
 - (3) 助成金の増額
- 2 町長は、前項の承認を行うときには、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は一定の条件を付すことができる。

(実績の報告等)

第10条 交付団体は、事業完了後30日以内に、様式4の事業実績報告書に事業成果等を記録す

るレポート及び対象経費に係る領収書等を添付して提出しなければならない。

(助成金の支払い)

- 第11条 町長は前条の規定による報告があった場合において、事業が適当に行われたと認められるときは、交付すべき助成金の額を確定し、様式5により交付額確定の通知を行うものとする。
- 2 助成金は、助成金交付額確定通知後40日以内に支払うものとする。ただし、様式6による概算払請求書の提出があり、概算払いが必要と認められる場合には、交付決定金額の2分の1以内において助成金の概算払いを行うことができる。

(事業成果報告、検査及び指示)

- 第12条 交付団体は、助成金の交付を受けた事業に係る書類及び写真等の資料について、町が実施する広報活動等のため、当該資料の提出を求められた場合は協力しなければならない。
- 2 交付団体は、交付終了の翌年度より3か年の間、各年度末までに様式7により、当該年度の事業成果を報告しなければならない。
- 3 町長は、必要があると認めるときは、交付団体に対し、助成金の交付に関し必要な事項について報告を求め、検査し、又は指示することができる。

(関係書類の保存)

- 第13条 交付団体は、補助の対象となった事業の実施に関する書類及び経費の収支に関する書類を整備し、事業の終了した日の翌年度(4月1日)から5年間保存しなければならない。
- 2 前項の書類は、保存期間が満了するまでの間に町からの求めがあった場合は、速やかに提出しなければならない。

(助成金の返還)

- 第14条 町長は、交付団体が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消し、若しくは交付決定額を変更し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。
- (1) 助成金の申請に関して虚偽又は不正の事実があるとき
 - (2) 助成金の交付の目的以外に助成金を使用したとき
 - (3) 助成金の交付の条件その他この要綱の規定に違反したとき
 - (4) 第9条の規定により、変更又は中止の承認を受けたとき
 - (5) 助成金の交付対象となる経費の全部又は一部を使用しなかったとき
 - (6) 第12条に規定する指示等に従わなかったとき

(雑則)

- 第15条 この要綱に定めのない事項については、町長が別に定める。

附則

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日において、複数年継続の計画を承認している事業に関する助成金の額については、1～2年目は1年目を、3年目は2年目を適用する。

附則

この要綱は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。